

はたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業委託募集要項

1 趣旨

はたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業について、事業者に業務委託するにあたり、その事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

2 目的

障害者就労施設において生産される授産商品の購入又は当該施設が運営する飲食店での飲食に使用できるプレミアム付き商品券を発行することで、コロナ禍における物価高騰等による影響を緩和するとともに、授産商品の認知度を高め、今後の更なる生産活動及び販売の拡大につなげることにより、施設で就労する障害者の工賃向上を図る。

3 事業内容

はたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 委託料

委託金額の上限は39,700千円（消費税及び地方消費税を含み、プレミアム分30,000千円を含む。）とする。

6 留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状況等を考慮し、募集の中止・延期を行う場合がある。また、委託事業者決定後であっても、委託事業を中止する場合があります。契約締結後においても委託事業の中止、委託内容の変更、それらに伴う、契約額の減額変更を行う場合もある。

7 公募に参加する者に必要な資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、事業の趣旨を十分に理解し、事業を円滑に遂行でき、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の

- 決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項に規定する欠格要件に該当していないこと。

8 担当部局

奈良県福祉医療部障害福祉課 障害者雇用促進係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL：0742-27-8514 FAX：0742-22-1814

9 参加申込書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書を提出すること。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）

(2) 提出期限

令和4年8月1日（月）午後5時まで

(3) 提出先

8の担当部局に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例32号）第1条に規定する県の休

日（以下「県の休日」という。）を除く。郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着。

(5) 提出部数

1部

(6) 参加資格の適否の通知

参加申込書の内容を確認後、参加申込書提出者には参加資格の適格又は不適格の通知を行う。適格の通知があった者は、提案書を提出すること。

10 提案書等の提出

(1) 提出書類

①提案書（様式2）

②添付書類

事業計画書（様式3）、実施体制及び業務実績（様式4）、実施スケジュール（様式5）、経費見積書（様式6）、個人情報保護等情報管理体制（任意様式）、定款または履歴事項全部証明書

(2) 提案に関する事項

提案書への添付書類については、仕様書の「3 事業概要」に基づき、「4 業務内容」の各項目に沿って、特に以下の①から⑦までを踏まえ、具体的に記載すること。

①本事業に係る実施方針

本事業の目的や仕様を踏まえ、本事業の目的を達成するための実施方針を記載すること。

②プレミアム商品券発行運營業務

ア 商品券の作成

商品券の偽造対策、商品券の管理方法について具体的に記載すること。

イ 利用対象施設の募集・登録

利用対象施設の募集から申請受付、審査、登録方法について具体的に記載すること。

ウ 商品券の販売

商品券の利用促進につながる効果的な販売方法を具体的に記載すること。また、商品券の引渡方法、商品券の販売に伴う売上金の受託者への納付手続、売上金の管理について具体的に記載すること。

エ 商品券及び参加登録施設の広報

ポスター、チラシ、公式ウェブサイト等の広報物、その他の商品券を広く周知するための効果的な広報の方法について具体的に記載すること。

オ 商品券の換金

円滑な換金手続、不正防止策について具体的に記載すること。

カ 問合せ対応

コールセンターの設置、利用者、参加施設からの問合せへの対応について具体的に記載すること。

③アンケート結果や商品券販売データ、換金データ等の収集データを活用した授産商品の認知度向上や販売拡大効果に関する分析の方法について具体的に記載すること。

- ④本件業務の実施体制について具体的に記載すること。また、類似業務（商品券の発行業務）の実績があれば具体的に記載すること。
- ⑤本件業務の実施スケジュールについて具体的かつ詳細に記載すること。
- ⑥見積書には、プレミアム負担分は30,000千円とし、本件業務の経費とその内訳を記載し、「一式」計上はしないこと。また、消費税及び地方消費税込みの見積金額を記載すること。
- ⑦個人情報保護等情報管理体制については、個人情報等の管理規定、個人情報等保護に関する従業員への効果的な研修計画等について記載すること。

(3) 提出期限

令和4年8月9日（火）午後5時必着

(4) 提出先

8の担当部局に同じ

(5) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とし、県の休日を除く。郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着。

(6) 提出部数

提案書（様式2）及び添付資料 正1部 副5部

※副5部については、事業所名など参加者を特定できる記載及び用紙の使用を行わないこと。

(7) その他

1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

11 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和4年7月26日（火）午後5時必着

(2) 質問方法

提案に係る質問がある場合は、質問票（様式7）を8の担当部局までFAX又はメールにて送付後、必ず電話にて受信確認を行うこと。なお、審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

公正な競争を妨げる質問を除き、すべてまとめて令和4年7月28日（木）までに奈良県障害福祉課ホームページに掲載する（質問者の名称は非掲載）。

12 プレゼンテーション

はたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書に係るプレゼンテーションを実施予定。プレゼンテーションは以下を予定しているが、詳細については提案書提出者に別途通知する。

実施日：令和4年8月17日（水）

場 所：奈良県庁内会議室など

時 間：プレゼンテーション10分、質疑応答10分

参加者：2名以内

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、リモート接続等によるプレゼンテーション審査となる場合がある。その場合の詳細は、提案書提出者に対し後日通知する。

13 最優秀提案者の特定と通知

(1) 特定について

提案書は、県が設置する審査委員会において審査を行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として特定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者として選定の対象にしない。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として特定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者として選定の対象にしない。

(2) 審査基準

審査は、審査委員会において、別記審査基準に基づき、公正に実施する。

(3) 審査結果

提案書提出者には、令和4年8月18日（木）を目途に、書面により通知する。

なお、審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。

14 事業委託契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき、双方協議のうえ、速やかに事業委託契約を締結する。

15 契約保証金

契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによる。

16 契約の不締結

最優秀提案者特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せずまたは警察に届けなかったとき。

17 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約が解除された場合は、受託者は契約金額の100分の10に相当する額（契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。

- (1) 契約者について16の（1）から（8）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (4) 受託者に本業務への参加資格がないことが判明したとき。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

18 その他

- (1) 本公募に関して要した費用は、参加者の負担とする。
- (2) 特定された提案者の提案書は返却しない。しかし、特定されなかった提案者の提案書は返却するものとする。
- (3) 提案書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。ただし、その場合も13の（1）の基準を満たしている者であることとする。
 - ① 7の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
 - ② 提案書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
 - ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
 - ⑤ 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。

- ⑥プレゼンテーションに不参加のとき。
- ⑦その他不正な行為があったとき。
- (4) 提出された提案書等は、複製、活用を行う場合がある。
- (5) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要及び提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (8) 事業実施による成果物の一切の著作権については委託者である県に帰属するものとする。
- (9) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。